

公 示

公示第179号

「一般乗合旅客自動車運送事業の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等の審査基準について」の一部改正について

令和6年3月15日

東北運輸局長 石 谷 俊 史

「一般乗合旅客自動車運送事業の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等の審査基準について」（平成13年12月25日付け公示第70号）の一部を別添のとおり改正する。

「一般乗合旅客自動車運送事業の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等の審査基準について」（平成13年12月25日付け公示第70号）の一部改正について

新	旧
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: right;">公示第70号</p> <p>一般乗合旅客自動車運送事業の許可申請及び事業計画変更認可申請等について、事案の迅速かつ適切な処理を図るため、その審査基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p style="text-align: center;">平成13年12月25日 東北運輸局長 島田 知 明</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 一般乗合旅客自動車運送事業の許可 [道路運送法（昭和26年法律第183号、以下「法」という。）第4条第1項]</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 路線定期運行に係る事業計画等 ①～③ (略) ④自動車車庫 (イ) 原則として営業所に併設するものであること。ただし、併設できない</p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: right;">公示第70号</p> <p>一般乗合旅客自動車運送事業の許可申請及び事業計画変更認可申請等について、事案の迅速かつ適切な処理を図るため、その審査基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p style="text-align: center;">平成13年12月25日 東北運輸局長 島田 知 明</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 一般乗合旅客自動車運送事業の許可 [道路運送法（昭和26年法律第183号、以下「法」という。）第4条第1項]</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 路線定期運行に係る事業計画等 ①～③ (略) ④自動車車庫 (イ) 原則として営業所に併設するものであること。ただし、併設できない</p>

場合は、営業所から直線で2キロメートル（特別な事情があると認められる場合（地域協議会若しくは地域公共交通会議又は規則第4条第2項に規定する協議会（以下「地域協議会等」という。）において路線の新設について協議が調っている場合等）においてはこの限りではない。）の範囲内において運行管理をはじめとする管理が十分可能であること。

(ロ)～(チ) (略)

⑤～⑦ (略)

(4)～(11) (略)

## 2. 事業計画の変更の認可（法第15条第1項）

(1) 1(2)～(8)、(10) の定めるところに準じて審査するものとする。

なお、1(9)①の規定により、区域運行の態様に限定して許可を受けた一般乗合旅客自動車運送事業者による他の運行の態様の追加に係る事業計画の変更の認可申請については、前段に加えて、1(9)①の定めるところに準じて審査すること。

附則 (略)

附則 (平成14年7月1日公示第43号) (略)

附則 (平成15年9月5日公示第47号) (略)

附則 (平成16年7月28日公示第31号) (略)

附則 (平成17年4月28日公示第9号) (略)

附則 (平成18年9月19日公示第70号) (略)

附則 (平成19年8月27日公示第61号) (略)

附則 (平成20年6月30日公示第51号) (略)

場合は、営業所から直線で2キロメートル（特別な事情があると認められる場合（地域協議会若しくは地域公共交通会議又は規則第9条第2項に規定する協議会（以下「地域協議会等」という。）において路線の新設について協議が調っている場合等）においてはこの限りではない。）の範囲内において運行管理をはじめとする管理が十分可能であること。

(ロ)～(チ) (略)

⑤～⑦ (略)

(4)～(11) (略)

## 2. 事業計画の変更の認可（法第15条第1項）

(1) 1(2)～(8)、(10) の定めるところに準じて審査するものとする。

附則 (略)

附則 (平成14年7月1日公示第43号) (略)

附則 (平成15年9月5日公示第47号) (略)

附則 (平成16年7月28日公示第31号) (略)

附則 (平成17年4月28日公示第9号) (略)

附則 (平成18年9月19日公示第70号) (略)

附則 (平成19年8月27日公示第61号) (略)

附則 (平成20年6月30日公示第51号) (略)

附 則（平成 21 年 9 月 30 日 公 示 第 80 号）（略）	附 則（平成 21 年 9 月 30 日 公 示 第 80 号）（略）
附 則（平成 22 年 8 月 24 日 公 示 第 45 号）（略）	附 則（平成 22 年 8 月 24 日 公 示 第 45 号）（略）
附 則（平成 24 年 7 月 31 日 公 示 第 33 号）（略）	附 則（平成 24 年 7 月 31 日 公 示 第 33 号）（略）
附 則（平成 26 年 1 月 27 日 公 示 第 112 号）（略）	附 則（平成 26 年 1 月 27 日 公 示 第 112 号）（略）
附 則（平成 28 年 1 月 20 日 公 示 第 78 号）（略）	附 則（平成 28 年 1 月 20 日 公 示 第 78 号）（略）
附 則（平成 29 年 9 月 1 日 公 示 第 35 号）（略）	附 則（平成 29 年 9 月 1 日 公 示 第 35 号）（略）
附 則（令和 2 年 10 月 16 日 公 示 第 43 号）（略）	附 則（令和 2 年 10 月 16 日 公 示 第 43 号）（略）
附 則（令和 5 年 6 月 27 日 公 示 第 39 号）（略）	附 則（令和 5 年 6 月 27 日 公 示 第 39 号）（略）
附 則（令和 5 年 1 月 28 日 公 示 第 129 号）（略）	附 則（令和 5 年 1 月 28 日 公 示 第 129 号）（略）
<u>附 則（令和 6 年 3 月 15 日 公 示 第 179 号）</u>	
<u>本処理方針は、令和 6 年 3 月 15 日以降に処分を行うものから適用するものとする。</u>	